

令和元年12月11日

東伊豆町議会議長 村木 脩 様

総務経済常任委員会
委員長 山田 直志

総務経済常任委員会報告書

本委員会に付託された事件について、調査の結果を別紙のとおり、
会議規則第77条の規定により報告します。

別紙

1. 調査事件

入湯税について

2. 調査の経過

(1) 会議回数、月日、場所、出席委員等

ア. 第1回 9月18日(水) 役場4階 第一委員会室

出席委員

6番	西塚	孝男	7番	須佐	衛
10番	内山	慎一	11番	藤井	廣明
12番	鈴木	勉	14番	山田	直志

職務のために出席した職員

議会事務局書記 吉田 瑞樹

イ. 第2回 11月11日(月) 役場4階 第一委員会室

出席委員

6番	西塚	孝男	7番	須佐	衛
10番	内山	慎一	11番	藤井	廣明
12番	鈴木	勉	14番	山田	直志

オブザーバー

議長 村木 脩

当局出席者

税務課長	福岡	俊裕
税務課課税係長	鈴木	健司

職務のために出席した職員

議会事務局長	山田	義則
議会事務局書記	吉田	瑞樹

ウ. 第3回 12月4日(水) 役場4階 第一委員会室

出席委員

6番	西塚	孝男	7番	須佐	衛
10番	内山	慎一	11番	藤井	廣明
12番	鈴木	勉	14番	山田	直志

オブザーバー

議長 村木 脩

職務のために出席した職員

議会事務局長	山田	義則
議会事務局書記	吉田	瑞樹

3. 調査の結果又は概要（意見）

（1）入湯税の徴収について

ア. 条例に基づく特別納税義務者数は

平成30年度 75事業所

平成29年度 74事業所

イ. 納入団体は、東伊豆町入湯税取扱規程（以下「取扱規程」という。）第7条で「申告納入事務について、特別徴収義務者で構成する申告納入団体等に委託することができる。」とされており、現在の納入団体は4団体である。

納入団体	平成30年度	平成29年度
①北川温泉旅館組合	6事業所	7事業所
②熱川温泉旅館組合	17事業所	17事業所
③片瀬温泉旅館組合	4事業所	4事業所
④稲取温泉旅館協同組合	17事業所	17事業所

納入団体未加入事業所は平成30年度が31事業、平成29年度は29事業所である。未加入事業所への徴収は、税務課が行っている。

特別納入義務者の把握は、保健所に照会し把握している。

なお、「ホテル・旅館が行っている日帰り温泉」「熱川温泉観光協会などが行っている日帰り温泉」については申告・納付されていない。

ウ. 年齢12歳未満の課税免除について

東伊豆町税賦課徴収条例（以下「税条例」という。）第14条第1項では、次のとおり規定されている。

（ア）年齢12歳未満の者

（イ）共同浴場又は一般公衆浴場に入湯される方

（ウ）その他町長が必要と認めるもの

12歳未満の者が課税免除とする根拠は、市町村税・実務提要により、入湯税の課税免除又は不均一課税が適当と考えられるものに「年齢12歳未満の者の入湯」と例示されている。

伊豆地域では、平成30年度は伊東市が「年齢6歳未満の者」を除き、年齢12歳未満の者は課税免除されている。伊豆の国市は13歳未満となっている。

エ. 課税免除の申請手続きについて

課税免除の手続きについては、税条例を根拠として、取扱規程により申請による免除が設けられている。（※参考資料1）

しかしながら、ここ近年を見ても申請の実績はなく、現状に合っていないと思われる規程が存在している。

その1つが申請に際して、学校長や区市町村長の証明書を必要としていることであり、2つ目は宿泊先施設が10日前までに町長に申請書を提出することを求めていることである。

これでは、利用者や宿泊施設にも過度な負担を強いるもので利用しにくい規程となっている。

(2) 委員会の意見

取扱規程は、昭和54年に制定されている。昭和53年に国において税額を150円としてからは、その額の変更は行われていない。

現在、町では、入湯税の値上げを検討しているが、その際に次の事項も併せて検討されることを要望する。

- (1) 熱川・北川・大川の各観光協会が運営している日帰り温泉は、その機能において税条例第142条第1項第2号に規定する「共同浴場又は一般公衆用浴場に入湯する者」に該当すると考えられる。よって、その位置づけを明確にされたい。
- (2) 旅館ホテルが行っている日帰り温泉については、税条例第141条において、「入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。」とあり、条文に照らすと、旅館ホテルの日帰り入浴については、課税することが適切ではないかと判断される。
- (3) 課税免除の申請事務は、利用者にも施設にも負担を強いるものであるから、手続きの簡素化を図るべきである。
修学旅行や体験型旅行への需要の高まりを考えるとこうした改善は早急に検討されるべきである。
- (4) 取扱規程第3条第1項の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び老人福祉法による団体の取り扱いについて、福祉的分野の潜在的な温泉旅行の需要を取り組むべく、対象を団体に限定せず個人に拡大して、金額による制限も見直すことを検討すべきである。
- (5) 交通料金の割引制度と同様に、障がい者・介助者は宿泊施設等で手帳を見せるだけで割引できるなど手続きの簡素化が必要である。

(6) 民泊などさまざまな形態の温泉利用があるので、特別納税義務者の把握に庁内各部署が連携して取り組んでいただきたい。

参考資料1

東伊豆町入湯税取扱規程（抜粋）

（条例との関係）

第3条 条例第142条第3号の「その他特に町長が必要と認めるもの」とは、次の各号に掲げるもので町長の認めるものをいう。

- (1) 医療機関等でリハビリテーションをする施設の利用者
- (2) 修学旅行の児童、生徒で学校長の証明書を添付し申請したもの
- (3) 国又は地方公共団体が町内に設置し、管理する公の施設（鉱泉浴場を有する宿泊施設に限る。）の入湯客のうち、当該施設の宿泊基本料金の免除を受けることができる者
- (4) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び老人福祉法による団体で、宿泊基本料金が4,000円以下のものについては、その団体の属する区市町村長の証明書を添付し申請したもの
- (5) 前号に掲げる団体で、宿泊基本料金が4,001円以上の場合は前号に規定する証明書を添付し、申請したものに限り入湯税の一部免除をし、1人1日100円とする。

（申請）

第4条 第3条に規定する申請は、納税義務者に代り宿泊施設等を提供する特別徴収義務者が入湯税免除申請書（様式A、2号。以下「申請書」という。）により行うものとする。

（申請書の提出期限）

第5条 前条の規定による申請を受けようとする特別徴収義務者は、入湯客が施設を利用する10日前までに町長に申請書を提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。